



日本共産党杉並区議会議員

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2023. 11. 30 NO. 392

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ ホームページ

後期高齢者の医療費窓口負担

2割化による受診控えが明らかに

◆後期高齢者医療広域連合議会とは

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療の予算を定めたり、条例の制定・改廃等を審議・決定する機関。東京都の広域連合議会の議員は62区市町村議会から選ばれた議員31人で構成。任期は2年。2023・24年度の日本共産党の議員は、杉並区のくすやま美紀と多摩市の小林憲一市議の2人。

◆東京全体の後期高齢者 窓口負担別の人数と割合 (2022年度末時点)

1割負担	105万6124人	62.9%
2割負担	38万3593人	22.8%
3割負担	23万9777人	14.3%

◆2022年度の保険料滞納者数

3万1189人 (前年度比5547人、21.6%の増加)

11月24日、東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、私は、2022年度の決算認定について質疑と討論を行いました。

2割負担の影響で 受診日数は減少、医療費は38億円削減

2022年度は、保険料の引き上げに加え、10月から一定の所得のある高齢者の窓口負担が1割から2割に引き上げられました。

私の質疑で、東京全体では1割負担だった被保険者のうち、26.4%の人が2割負担になったこと、さらに、2割負担化前と後の受診日数の比較では、2割負担の人の受診日数は、1割負担の人に比べ0.13日少ない結果となったことがわかりました。2割負担導入が受診抑制につながったことは明らかです。

また、2割負担の人が仮に1割負担だった場合との比較では、約38億円の医療給付費の削減となったことも示されました。

元の1割負担に戻せ

私は「これまで月に1回通院していたが2か月に1回にした」「在宅医療は自己負担が高いので往診の回数を減らした」などの声を聴いている。高齢者が経済的な理由で必要な医療を控えている事態をどう認識しているのか」と質問。広域連合の担当課長は、「大きな受診控えにつながっているとは考えていない」との認識を示しましたが、引き続き、調査を行っていきたいと答えました。

討論では「高齢者の多くは定期的に受診が必要な病気を抱えている。年金の引き下げや物価高騰がくらしを直撃しており、元の1割負担に戻すこと、来年度の保険料についても引き上げるべきではない」と意見を述べ、決算認定に反対しました。

来年度も保険料大幅値上げ!

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直しされていますが、毎回値上げが続いています。2024・25年度の保険料については、来年1月の広域連合議会に正式に提案されますが、すでに示された保険料案は、一人当たり8932円の大値上げとなるものです。「値上げやめよ」の世論を広げましょう。

○一人当たり平均保険料額 (案) 特別対策あり算定案

2022・2023年度	104,842円
2024・2025年度	113,774円
増減	8,932円
増減率	8.5%

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

第4回定例会 一般質問

認知症になっても希望を持って暮らせる社会に

今定例会の一般質問で、党区議団の酒井まさえ区議は、認知症対策について質問しました。

65歳以上の5人に1人が認知症

認知症の人は、厚生労働省の研究班によると2020年時点で600万人と推計され、25年には約700万人にのぼると見込まれています。65歳以上の5人に1人ということになり、どの人にも無縁な問題ではありません。一方で、「認知症になったら何もできなくなる」「恥ずかしいこと」という理解不足や誤解、偏見も少なくないため、当事者や家族を苦しめ、孤立させてしまいがちです。

認知症基本法を受け 施策の強化を

今年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が全会一致で成立しました。基本理念に「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」ことを掲げ、国や地方自治体には、認知症の施策に関する計画の策定を求めています。

酒井区議は「基本法の制定は、認知症の人が個性や尊厳を保障され、希望を持って暮らせる社会づくりへ向けた重要な一歩だ。法の制定を受け、区としてどのように取り組んでいくのか」と認識を問いました。

区長は「地域包括ケアシステムと認知症対策の一体的な深化に向けて総合的な取組を強化する。認知症予防・共生講座の取組やチームオレンジをすべてのケア24に設置するなど充実、強化を行う」と答弁しました。

自転車ヘルメットの購入費助成のご案内

道路交通法が改正され、4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりましたが、着用率は未だ低い状況です。

杉並区は、ヘルメットの着用促進と、交通事故による被害軽減を図るため、11月1日からヘルメット購入の助成事業を始めました。

ご活用ください。

詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



■問い合わせは

杉並区土木事務所交通安全係

☎ 03-3315-4178

対象者・助成上限額

- 区内在住の方 = 3000円
- 区内在住で講習会を受講した18歳以上の方、講習会を受講した区内事業所 = 5000円

対象購入期間 11月1日～6年3月17日

購入方法

販売協力店で安全基準を満たしたヘルメットを購入するときに、購入助成申込書（販売協力店で配布。区ホームページからも取り出せます）を書いて、身分証明書、講習会受講者は受講証を提示すると、販売額から助成額が差し引かれます。

※購入は1人1個まで。1人が複数購入する場合は利用者全員分の身分証明書などが必要。

この表示がある
お店で！

